

役員等報酬及び退職金規程

社会福祉法人 丹の国福祉会 役員等報酬及び退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹の国福祉会（以下「当法人」という。）定款8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の号の報酬等の区分に応じて定めるものとする。
(1) 報酬等については、別表1、3に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、年度単位で支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬の対象とする。
2 役員が年度途中で退任又は解任された場合も年度単位を報酬の対象とする。
3 年度中途における就任についても年度単位として支給する。

(退職金の支給対象)

第7条 役員が退任した場合には、その者（本人が死亡した時はその遺族）に、第8条に定める基準に基づき退職金（慰労金）を支給する。

(退職金の額)

第8条 退職金（慰労金）の支給額は、別表2で算定し、理事会及び評議員会で議決し決定する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 1 2 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 2 1 日より施行する。

令和 元年 7 月 1 日より改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日より改正する。

令和 6 年 6 月 4 日より改正する。

別表 1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 2,000,000 円
理事兼施設長	理事として月額 600,000 円 施設長として月額 707,000 円

別表 2（役員等の退職金算定式）

在任年数×功績倍率

※上記在任年数は 1 か年単位と、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる

在任年数	功績倍率
5 年以上 10 年以下	1.0
11 年以上 15 年以下	1.2
16 年以上 20 年以下	1.5
21 年以上 25 年以下	2.0
26 年以上 30 年以下	2.5
31 年以上	3.0

別表 3（役員等の報酬）

（1）評議員	年額
評議員業務一式	80,000 円

（2）理事	年額
理事業務一式	200,000 円

（3）監事	年額
監事業務一式	220,000 円

社会福祉法人 丹の国福社会 評議員会名簿

第14期役員任期 令和7年度承認日より令和10年度決算が締まるまで
令和7年6月現在

役職名	氏 名	現 職 ・ 経 歴	初期就任年月
評議員	志賀 治彦	社会福祉法人 理事	H20年9月
評議員	四方 道人	元公益財団法人 総務部長	H22年9月
評議員	四方 勝一	元自治会連合会副会長	R7年6月
評議員	松井 哲治	社会福祉法人 事務長	H29年4月
評議員	藪 秀則	社会福祉法人 理事長	H29年4月
評議員	葛城 宗人	社会福祉法人 施設長	H29年4月
評議員	宇治 亨	社会福祉法人 施設長	H29年4月

社会福祉法人 丹の国福社会 理事会名簿

第16期役員任期 令和7年度承認日より令和8年度決算が締まるまで
令和7年6月現在

役職名	氏 名	現 職 ・ 経 歴	初期就任年月
理事長	的場 定	社会福祉法人 理事長	H8年8月
理 事	的場 加代子	社会福祉法人 施設長	H8年8月
理 事	米村 なおみ	社会福祉法人 施設長	R1年6月
理 事	瀬戸 豊和	社会福祉法人 副施設長	R7年6月
理 事	辻 信明	特定管理団体	R7年6月
理 事	福岡 卓斗	特定管理団体	R7年6月
監 事	三和 喜治	元地方銀行勤務	H26年9月
監 事	太田 一彦	元株式会社代表取締役	R5年6月